

就学援助制度をご存知ですか？

東根市では、小・中学生のお子さんを就学させるにあたり、経済的な援助が必要な世帯に対し、就学費用の一部を援助する制度を設けています。

援助の限度額（年額）

参考：令和6年度援助額一覧

| 区分 | 小学校 | 中学校 |
|----------------|---------------|---------------|
| 学用品費 | 11,630円 | 22,730円 |
| 通学用品費（1年生を除く） | 2,270円 | 2,270円 |
| 校外活動費（宿泊を伴わない） | 1,600円 | 2,310円 |
| 校外活動費（宿泊を伴う） | 3,690円 | 6,210円 |
| 新入学用品費※1 | 57,060円 | 63,000円 |
| 入学準備学用品費 | 57,060円 | 63,000円 |
| 学校給食費 | 実費額 | 現物支給※2 |
| 修学旅行費 | 実費額 | 実費額 |
| 学校保健医療費 | 医療券（保護者負担額全額） | 医療券（保護者負担額全額） |

※1：入学準備学用品費を受給していない方が対象となります。

※2：令和6年度より給食無償化事業に伴い金銭ではなく現物での支給となります。（給食費分の学校集金及び就学援助費の支給はありません）

援助を受けることができる方

◎要保護

- ・保護者が生活保護を受けている世帯

◎準要保護

- ・市民税または個人事業税が非課税、または減免されている世帯
- ・国民年金の掛金が免除されている世帯
- ・国民健康保険税の減免または徴収が猶予されている世帯
- ・児童扶養手当を受給している世帯 ㊦児童手当ではありません
- ・生活福祉資金による貸付を受けている世帯
- ・生活保護基準をもとに算定し、援助が必要と認められる世帯 など

援助を受けるためには

- ・現在通学している学校へ申請書と申請理由の分かる書類を提出してください。

※申請書：管理課及び市内小・中学校に備えているほか、市ホームページからダウンロードも可能です。

※申請理由の分かる書類：児童扶養手当証書の写し、所得課税証明書(他市町村から転入された方)など

- ・申請は毎年必要となります。

※現在就学援助を受けている方、入学準備学用品費の申請をされた方で、令和7年度引き続き就学援助制度の利用を希望する場合は、再度申請書の提出が必要となります。

- ・申請は随時受け付けておりますが、申請があった日の翌月1日からの認定となります。

※4月中に申請があったものについては、4月1日からの認定となります。

●お問い合わせ先

東根市教育委員会管理課総務係 TEL0237-42-1111 内線 3514